



石岡市木造住宅耐震改修補助金事業



石岡市では、木造住宅の耐震性の向上を図ることで、「安心して快適に生活できるまち」を推進するため「木造住宅耐震改修補助金事業」を実施しています。

木造住宅耐震診断士が行う耐震改修計画や、耐震改修工事を施した場合に費用の一部を助成します。

1 補助の対象

(補助対象となる建物)

- ① 「石岡市木造住宅耐震診断士派遣事業」により耐震診断を受け、「倒壊する可能性がある」または「倒壊する危険性が高い」と診断された建物
- ② 耐震改修工事により「倒壊しない」または「一応倒壊しない」耐震性が確保される建物
- ③ 申請年度の1月末日までに事業が完了する建物（改修計画と工事の補助は別々に申請可）

例：改修計画の補助→令和7年度 工事の補助→令和8年度

※兼用住宅（延床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅）の場合は、居住部分に限り補助対象となります。

※耐震性確保のための工事が対象となり、破損箇所の修繕工事等は対象となりません。

(補助対象者)

- ① 自分が居住するための耐震改修計画または耐震改修工事を行う方
- ② 耐震診断士に耐震改修計画を依頼し、改修工事を行う方
- ③ 申請日時点で市税等を滞納していない方
- ④ 石岡市住宅・店舗等リフォーム支援事業補助金を利用していない方



2 補助金額

耐震改修計画及び耐震改修工事に係る

補助対象経費の2分の1の金額

限度額 50万円

3 募集戸数

1戸

※年度により募集戸数が変わる可能性があるため、詳細はお問合せください。

4 木造住宅耐震診断士派遣事業について

以下の建物が対象となります。

- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された戸建て木造住宅で、階数が2階以下のもの
注意) 旧石岡地区で昭和26年以前、旧八郷地区で平成4年以前に建てた建物については建築確認を受けている必要はありません
- ・店舗併用住宅等の場合は床面積の半分以上が住宅として使用されているもの

※本補助金は、着手前の申請となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

石岡市役所 都市建設部 建築住宅指導課
住所：茨城県石岡市石岡1-1-1
電話：0299-23-5526（直通）
FAX：0299-22-6070